

## 訪問看護ステーションご利用料金表 【医療】

- ・訪問看護サービスが、医療保険の認定を受け、給付の範囲でサービスを受ける場合は、加入される保険によって定められた利用者の負担となります。
- ・当事業所では、利用翌月の10日以降請求書をお渡ししますので、毎月の利用料は、翌月末に口座振替にてお支払いいただきます。
- ・訪問看護療養費の改正があった場合は変更になることがあります。

【基本利用料金明細】			
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日1回につき) 個別	週3日まで	5,550円	週4日以降 6,550円
(1日1回につき) 同一建物 1人、2人目	週3日まで	5,550円	週4日以降 6,550円
(1日1回につき) 同一建物 3人目	週3日まで	2,780円	週4日以降 3,280円
機能強化型訪問看護管理療養費1(1日につき)	月の初日	13,230円	2日目以降 3,000円
外泊時の訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中 1回		8,500円
夜間と早朝に関する時間外加算	午後6時～午後10時		2,100円
	午前6時～午前8時		
深夜に関する時間外加算	午後10時～午前6時		4,200円
難病等複数回数訪問加算 (厚生労働省の指定疾患)	1日2回訪問	4,500円	1日3回以上の訪問 8,000円

加算の種類	加算の要件	加算額
24時間対応体制加算 (1月につき)	利用者の同意を得て、利用者及びその家族から看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急訪問を行う場合	6,800円
緊急訪問看護加算 (1日につき)	在宅療養支援診療所の指示に基づき緊急で訪問看護を行った場合	月14日目まで
		2,650円
		月15日目以降
2,000円		
特別管理加算(Ⅰ)または(Ⅱ) (1月につき)	特別な管理を必要とする状態にある利用者に対し、サービス実施に関する計画的な管理を行う場合	利用者の状態に応じ、 5,000円(Ⅰ) 2,500円(Ⅱ)
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が、対象の患者を訪問し計画的な管理を行った場合	2,500円
長時間訪問看護加算 (1週につき)	1回の訪問看護の時間が90分を超える場合	5,200円
退院時共同指導加算 (1月につき) ※利用者の状態に応じ 月2回を限度)	医療機関等からの退院・退所時に看護師が主治医または医療機関等の職員とともに在宅療養に必要な指導を行った場合 ※上記に加算 特別管理指導加算(特別管理加算の対象者)	8,000円  ※上記に加算 2,000円
複数名訪問看護加算(週1回)	身体的理由により1人の看護師ではサービス提供が困難であり、2人の看護師で対応した場合	4,500円
退院支援指導加算 (1回に限り)	厚生労働省が定める疾患等の患者に退院する日に訪問看護師が在宅での療養上の指導を行った場合	6,000円 長時間の場合8,400円

加算の種類	加算の要件	加算額
在宅患者連携指導加算 (1月につき)	訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書により情報共有し、訪問看護師が療養上の世話をを行った場合	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (1月につき2回)	在宅療養を担う医師の求めにより、関係する多職種で利用者宅を訪問しカンファレンスに参加した上で療養上必要な指導を行った場合	2,000円
訪問看護情報提供療養費 市町村等(1月につき) 学校等(年度につき)	市町村等、学校等の求めに応じて、保険医療機関等に情報提供した場合	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円

【その他】		
死後の処置	訪問看護サービス利用者に限る	11,000円
衛生材料の費用	ご利用者およびご家族の希望によりガーゼ、消毒液等の衛生材料を提供した場合は、その実費をいただきます。	

【1ヶ月の利用料の計算例】

訪問看護を週3回(1ヶ月で12回)利用し、24時間対応体制加算および特別管理加算を算定した場合

【基本利用料金明細】	計 算	1割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 I	5,550円×12回利用=66,600円	6,660円	19,980円
機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円(初回)+3,000円×11回=46,230円	4,620円	13,860円
24時間対応体制加算	6,800円×月1回=6,800円	680円	2,040円
特別管理加算(I)	5,000円×月1回=5,000円	500円	1,500円
合 計	124,630円	12,460円	37,380円